

伊丹市国際・平和基金の設置，管理および処分に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

伊丹市国際・平和基金の設置，管理および処分に関する条例の一
部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成26年2月26日提出

伊丹市長 藤原 保幸

理 由

基金の運用益金の処理方法を変更するため。

伊丹市国際・平和基金の設置，管理および処分に関する
条例の一部を改正する条例（平成26年伊丹市条例第
号）

伊丹市国際・平和基金の設置，管理および処分に関する条例（平
成2年伊丹市条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊丹市国際・平和基金条例

第6条中「予算の定めるところにより第1条の目的のために必要
な経費に充てる」を「予算に計上して，この基金に繰り入れる」に
改める。

付 則

この条例は，平成26年4月1日から施行する。